

墨田区亀沢保育園の指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田区亀沢保育園（墨田区亀沢一丁目27番5号）

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

（1）名称

社会福祉法人清心福祉会

（2）所在地

東京都八王子市左入町373番地1

（3）代表者氏名

理事長 青木 訓行

（4）沿革

昭和53年1月10日 法人設立

（5）同種事業の実績（自治体からの受託運営等）

ア 本区での実績

平成30年度～ 墨田区亀沢保育園指定管理者

平成30年度～ 亀沢学童クラブ運営受託

認可保育所 3園

イ 他自治体での実績

認可保育所 11園（東京都9園、神奈川県1園、鹿児島県1園）

学童クラブ 2施設（東京都）

4 選定経過及び選定理由

（1）募集内容

指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第4号に規定する公募しないこととする特別な事情に該当する。

また、現指定管理者による施設の管理運営状況を評価した結果、区が定める水準を充たしている。

以上のことから、公募によらず、現指定管理者を指名した。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別な事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

施設の統廃合若しくは機能転換又は改築、大規模修繕、移転等（次条において「施設の廃止等」という。）の予定（検討中を含む。）がある場合

（2）選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た現指定管理者について、申請書類等に基づき、評価項目である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

（3）選定理由

審査の結果、現指定管理者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、墨田区亀沢保育園の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

ア 基本理念

子どもの最善の利益を尊重し、福祉の増進を図ります。

イ 基本方針

子どもがいつまでも笑ってられるよう、楽しく温かい保育と雰囲気、環境を作っていきます。

子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重していきます。

職員一人ひとりの意識、専門性を向上させ、共通理解と協力体制のために共育を目指します。

地域における子育て支援や地域との交流を通して、保育園の社会的役割を果たしていきます。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

(ア) 平等に利用できる環境づくりを行うため人権研修の実施(年2回)

(イ) 法人ノウハウに基づき「沢山の経験」「自己肯定感を育む」保育の実践

(ウ) 接遇マナー行動基準マニュアルの作成と接遇研修の実施(年1回)

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

(ア) 法人のスケールメリットを活かした管理運営経費の削減

(イ) 指定管理料(提案額): 238,000,000円

(ウ) 給食食材に関する取引は、地域の事業者を優先する。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

(ア) 余裕ある職員配置と保育経験が豊富な園長の配置

(イ) 職員がキャリアアッププランを思い描きやすい環境づくり

(ウ) 法人本部に苦情受付窓口の設置

6 現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

【利用状況の推移(単位:人)】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通常保育(4月現在)	101	112	116
延長保育	227	212	176
一時延長保育	516	690	534
一時保育	196	676	504
緊急一時保育(定員外)	19	18	11
休日保育	52	148	139

【指定管理料等の推移(単位:円)】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	215,652,081	223,415,358	223,230,549
利用料金収入	690,200	2,149,400	1,654,200

(2) 施設の管理運営状況に関する評価

ア 業務運営

(ア) 地域の子育て世帯に開かれた保育園として多様な保育サービスを実施し、保育ニーズに応えながら、要求水準を満たした適切な運営がなされている。

利用者の意向把握に積極的に取り組み、寄り添いながら保育内容の充実に努めており、利用者満足度(福祉サービス第三者評価結果による)が高い結果となっている。

(イ) 法人独自事業として家庭的保育者との連携事業を実施しており、区の事業に積極的に協力している。

(ウ) コロナ禍において小学校との連携が図れない園が多い中、小学校の夏休みを利用した学校体験の実施や小学校中堅職員研修の受入れ等柔軟な対応を図っている。

イ 運営体制・管理体制

(ア) 職員の定着に努め、退職や産休育休等の休職にも対応可能な職員体制としている。

(イ) 法人内合同研修や園内OJTを随時開催するほか、法人内でのサービス標準化マニュアルを策定し、適切な運営体制を構築している。

(ウ) 緊急時等に迅速かつ臨機応変に対応できるよう、日常の災害対策等ミーティングを重ね、危機管理体制の強化に努めている。特にコロナ対応では、利用者からの意見や要望に対し真摯に向き合い、迅速な対応を図っている。

審査結果

11名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	社会福祉法人 清心福祉会
1 利用者サービスの向上（34点×11人＝374点）	272点
利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか （6点×11人＝66点）	50点
施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか （6点×11人＝66点）	42点
利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か （6点×11人＝66点）	55点
利用者の要望・意見を聴くための手段と業務改善の取組があるか （8点×11人＝88点）	63点
在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか （8点×11人＝88点）	62点
2 効率的・効果的な施設の運営（34点×11人＝374点）	254点
施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか （6点×11人＝66点）	47点
施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか （8点×11人＝88点）	48点
提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか （8点×11人＝88点）	64点
区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか （6点×11人＝66点）	43点
地域特性に合った保育の運営が期待できるか （6点×11人＝66点）	52点
3 事業計画の遂行能力（32点×11人＝352点）	260点
経営状況及び財政基盤は安定しているか （6点×11人＝66点）	53点
職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か （6点×11人＝66点）	56点
管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か （8点×11人＝88点）	66点
個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか （6点×11人＝66点）	43点
災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か （6点×11人＝66点）	42点
合計（100点×11人＝1100点）	786点